きを含む。）又は被扶養者（資格確認書の交付を受けているものに限る。）がその要件を欠くに至つたときは、組合員は、遅滞なく、当該組合員又はその被扶養者の資格確認書を組合に返納しなければならない。

2　前項の資格喪失の原因が組合員の死亡であるとき、又は同項の規定により資格確認書を返納すべき者が死亡したときは、埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、資格確認書を組合に返納しなければならない。

（資格確認書整理簿）

第九十四条　組合は、資格確認書整理簿を備え、資格確認書の交付、検認、更新、返納その他所要の事項を記載整理しなければならない。

（法第五十三条の二第二項の財務省令で定める方法）

第九十四条の二　法第五十三条の二第二項の財務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された第八十九条第三項各号に掲げる事項を別紙様式第十一号により映像面に表示する方法とする。

（資格情報通知書による通知）

第九十四条の三　組合は、組合員の資格を取得した者又は被扶養者を有するに至つた組合員に対し、当該組合員又はその被扶養者の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録（以下この条及び次条において「資格情報通知書」という。）により通知しなければならない。

一　通知に係る組合員又はその被扶養者の氏名

二　組合員等記号・番号、保険者番号及び保険者名称

三　一部負担金の割合又は百分の百から法第五十七条第二項第一号ハ若しくはニに定める割合を控除して得た割合並びに有効期限及び発効期日（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員又はその被扶養者であつて、高齢受給者証の交付を受けていないものに係るものに限る。）

四　資格取得年月日及び通知年月日

2　組合は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一　前項各号に掲げる事項は、組合員及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等（法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）において組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二　前号の規定にかかわらず、災害その他の特別な事情により電子資格確認を受けることができない状況にある場合において、前項の通知に係る組合員又はその被扶養者は、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。附則第二十四項において同じ。）とともに、資格情報通知書又は番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報を提示する方法により、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができること。

3　前二項の規定は、第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付又は提供を受けている場合を除く。）について準用する。

［条を加える。］

（組合員証整理簿）

第九十四条　組合は、組合員証整理簿を備え、組合員証の交付、検認、更新、返納その他所要の事項を記載整理しなければならない。

［条を加える。］